

一般社団法人沖縄県事務職育成連携協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県事務職育成連携協会（以下「本協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を 沖縄県那覇市安謝二丁目2番5号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、沖縄県における雇用促進・人材育成・調査・研究等を推進する事業を通じ、本県企業の健全な発展を図るとともに、県内人材の高度化を促進し、地域経済・社会の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コールセンター・人事総務・経理・情報システム等に関連する事務受託業務拡大推進事業
- (2) 人材育成のための教育研修事業
- (3) 市場調査、周知広報事業
- (4) 雇用促進のための各機関との連携事業
- (5) 会員相互の情報交換及び交流促進事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(本協会の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 沖縄県内に所在し、営業活動を営む企業又は個人若しくは団体で本協会の目的に賛同して入会した者。

- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した、個人及び団体。
- (3) 特別会員 本協会の事業活動に賛同し入会した、本協会が認める個人及び団体。

(会員の資格の取得)

第 6 条 前条の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、本協会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 本協会の正会員が法人である場合にあつては、本協会に対する代表者として、その権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、理事長に届出なければならない。会員代表者を変更した場合も同様とする。

(年経費の負担)

第 7 条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、本協会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(抛出金の不返還)

第 11 条 退会、除名された会員が既に納付した年会費、その他の抛出金は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時社員総会として毎年度末日の翌日から3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、理事長は、総会の日から7日前までに正会員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が、第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事、正会員が、総会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべきである事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上5名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員外の理事及び監事に対しては、総会において別に定める額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第30条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(責任限定契約)

第31条 本協会は、法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本協会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) その他定款で定められた事項

(開 催)

第 34 条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の 7 日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の前員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第 25 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 41 条 本協会の業務を円滑に行うため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 42 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号及び第 2 号の書類については、定時総会に報告するものとし、第 3 号から第 6 号までの書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本協会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、他の公益社団法人に帰属させるものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(事務局の設置)

第 50 条 本協会の事務処理のため、事務局を置く。

- 2 事務局は理事会の承認を得て設置する。
- 3 事務局は、この協会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を掌握する。
- 4 その他、この協会の事業推進のための必要な業務を行う。

(委員会)

第 51 条 本協会の会員が直接参加し共同で具体的な事業活動を展開するために設置する。

- 2 委員会の規則及び事業内容等は、別途定める。

附 則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立時の役員は次のとおりとする。

設立時理事	迫 幸治
設立時理事	間所 泰宜
設立時理事	大嶺 隆志
設立時理事	堀田 弘正
設立時代表理事（理事長）	迫 幸治
設立時監事	伊波 貢

3 この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

設立時社員

- 1 沖縄県那覇市安謝二丁目 2 番 5 号
全保連株式会社
- 2 沖縄県豊見城市豊崎 1 番地 411
ソニービジネスオペレーションズ株式会社
- 3 沖縄県うるま市州崎 14-17
株式会社富士通ラーニングメディア沖縄
- 4 東京都渋谷区代々木二丁目 6 番 5 号
りらいあコミュニケーションズ株式会社

4 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。